

財産一覧表の作成について

札幌家庭裁判所人事訴訟係

1 財産分与とは

財産分与とは、離婚に当たって、夫婦共同の財産を清算することをいいます。財産分与では扶養的要素（離婚後の生活を保障する性格）や慰謝料的要素（離婚慰謝料を補充，代替する性格）が考慮されることもありますが（後記4(1)参照），以下では財産分与の最も中心的な要素である清算的要素（財産清算的な性格）について説明します。

財産分与の対象となる財産は、夫婦共有名義の財産に限られず，夫婦が婚姻中に協力して取得，維持した財産は，夫婦どちらかの名義であっても，財産分与の対象となります。

これに対して、婚姻前に取得した財産や，婚姻後でも相続等によって取得した財産は，財産分与の対象となりません（特有財産）。

財産一覧表は、財産分与が争点になっている事件において、①財産分与の基準時を特定した上で，原告名義の財産，被告名義の財産ごとに，②財産分与の対象となる財産，③金額，④これらの主張をする根拠及び証拠などを明確にして，争いがある点を一覧化するために作成されるものです。

2 財産分与の基準時

財産分与の基準時（いつの時点での財産が財産分与の対象となるか）は、共同の財産を維持するための夫婦の協力関係が終了した時であり，一般的には，原告と被告が別居を開始した日となります。

原告と被告が別居を開始した日として認識している日と別の時点を基準時と考えるときは、当該時点を基準時とすべき具体的な理由を主張立証してください。

原告と被告で基準時の認識が一致しないとき（別居を開始した日とし

て認識している日が原告と被告で異なる場合など)は、①原告が考える基準時による財産一覧表、②被告が考える基準時による財産一覧表を分けて作成することになります。

3 財産一覧表の作成方法

(1) 作成の手順の例

ア 財産分与の申立てがあったときには、各当事者に、自己の財産の開示（基準時における財産の項目、金額を説明し、その証拠を提出すること）をしていただく運用をしています。

イ 原告から財産一覧表を作成する場合の手順は以下のとおりです（※ 全ての事件で、下記のとおり1往復で完結するとは限りません。なお、被告から作成する場合は、原告と被告が逆になります。）。

(ア) 原告の1回目の記入【記載例（原告初回記入時）参照】

（原告財産の開示）

原告は、ひな型の「原告名義の資産・負債」の「項目」欄に原告名義の財産を、「原告主張額」欄に当該財産の金額を、「証拠」欄に金額の根拠となる証拠番号を記入してください。

（被告財産の指摘）

また、被告名義の財産として把握しているものがあれば「被告名義の資産・負債」の「項目」欄に被告名義の財産を、「原告主張額」欄に当該財産の金額を、「証拠」欄に金額の根拠となる証拠番号を記入してください。

原告は、作成した財産一覧表の電子データを、被告に提供してください。

(イ) 被告の1回目の記入【記載例（被告初回記入時）参照】

（被告財産の開示、原告による被告財産の指摘への回答）

被告は、原告から提供された電子データの「被告名義の資産・

負債」の「項目」欄に被告名義の財産を、「被告主張額」欄に当該財産の金額を、「証拠」欄に金額の根拠となる証拠番号を記入してください。

原告が、被告名義の財産があるとして記入している項目があれば、当該項目の「被告主張額」欄にも記入してください。「原告主張額」と金額が異なるとき（特有財産が含まれていると考える場合など）は、必要に応じて、その理由（要旨または準備書面で参照する箇所の指摘）を「被告の主張」欄に記入してください。

（原告財産開示への認否反論）

同じく、被告は、「原告名義の資産・負債」で原告が記入した項目について、「被告主張額」欄に基準時における当該財産の金額を記入し、「証拠」欄に金額の根拠となる証拠番号を記入してください。「原告主張額」と金額が異なるとき（特有財産が含まれていると考える場合など）は、必要に応じて、その理由（要旨または準備書面で参照する箇所の指摘）を「被告の主張」欄に記入してください。

（原告財産の指摘）

また、原告名義の財産として把握しているが、原告が記入していないものがあれば「原告名義の資産・負債」の「項目」欄に原告名義の財産を、「被告主張額」欄に当該財産の金額を、「証拠」欄に金額の根拠となる証拠番号を記入してください。

被告は、改訂した財産一覧表の電子データを、原告に提供してください。

(ウ) 原告の2回目の記入（整理の終了）【記載例（原告2回目・整理終了時）参照】

（被告財産開示への認否反論）

原告は、「被告名義の資産・負債」で被告が記入した項目について、「原告主張額」欄に当該財産の金額を記入し、必要に応じて、「証拠」欄に金額の根拠となる証拠番号を追加で記入してください。「被告主張額」と金額が異なるとき（特有財産を争う場合など）は、必要に応じて、その理由（要旨または準備書面で参照する箇所の指摘）を「原告の主張」欄に記入してください。

（被告による原告財産の指摘への回答）

被告が、原告名義の財産があるとして記入している項目があれば、当該項目の「原告主張額」欄にも記入してください。「被告主張額」と金額が異なるとき（特有財産が含まれていると考える場合など）は、必要に応じて、その理由（要旨または準備書面で参照する箇所の指摘）を「原告の主張」欄に記入してください。

- (2) 項目ごとの留意点【財産一覧表、「財産分与に関する書証の提出について」参照】

ひな型では、財産の例として、①不動産、②預貯金、③生命保険金、④退職金、⑤株式、⑥自動車、⑦負債を挙げています。必要に応じて記入欄を追加してください。

ア 不動産

(ア) 現時点での時価（基準時後に売却した場合は売却価格）を評価額とするのが一般的です。

(イ) 共有不動産については、項目欄に持分割合を記載した上で、持分を乗じた評価額を記載してください。

イ 預貯金

基準時の残高を評価額とするのが一般的です。

ウ 生命保険

基準時の解約返戻金額を評価額とするのが一般的です。

エ 退職金

場合によりますが、①基準時において自己都合退職したと仮定した場合に支払われる金額を算出した上で、②基準時までの全勤務期間に対する同居期間の割合を乗じた金額を評価額とするのが一般的です。

計算式：退職金額×（同居期間÷勤務期間）

オ 株式

現時点での時価（基準時後に売却した場合は売却価格）を評価額とするのが一般的です。

カ 自動車

現時点での時価（基準時後に売却した場合は売却価格）を評価額とするのが一般的です。

キ 負債

基準時の残高を評価額とするのが一般的です。金額の前にマイナス符号（半角で-）を付してください。

(ア) 住宅ローン

不動産との関連を項目欄に明記してください。

(イ) その他の負債

生活費の不足分を補うための借入れや子のための教育ローンなどの婚姻生活維持のための債務は、その旨も項目欄に明記してください。

(3) 対象財産と特有財産が混合している場合

①金額の主張欄に特有財産額を除いた金額を記載するとともに、

②特有財産を除いている旨を主張欄に記載してください。

4 財産分与の判断

(1) 財産分与の金額，方法を定めるに当たっては，上記1で説明した財

産分与の財産清算的な性格（清算的要素）のほか，事案によって，扶養的要素や慰謝料的要素が考慮されることがあります。

(2) 裁判実務上，採用されることの多い考え方は，以下のとおりです。

ア 基準時における夫婦共同の財産の金額を算出します（財産一覧表の「原告・被告名義の資産・負債の合計」欄。原告名義の財産の金額と被告名義の財産の金額を合算します。）。

イ 財産の清算後に夫婦が有しているべき財産の金額を算出します（原則として，共同財産の維持に向けられた夫婦の寄与は同等と見て，上記アの金額に0.5を乗じます。「財産一覧表の「原告・被告名義の資産・負債の合計の2分の1」欄」）。

ウ 上記イの金額よりも財産分与の申立人の基準時における名義上の資産・負債の合計額が少ない場合，その差額に相当する支払等が命じられます。